

社会福祉法人設立の手引き

川崎市健康福祉局・こども未来局
(平成30年3月)

目次

はじめに	1
<hr/>	
1 行政との協議	2
<hr/>	
2 設立準備	2
<hr/>	
(1) 準備会の位置付け	2
(2) 準備会の構成員	2
(3) 準備会の組織等	3
(4) 準備会における会計管理	4
3 設立の要件	4
<hr/>	
(1) 法人の役員等に関する共通事項	4
(2) 評議員	5
(3) 理事	6
(4) 監事	8
(5) 会計監査人	9
(6) 資産要件	10
(7) その他の要件	12
4 申請について	12
<hr/>	
5 認可後の手続きについて	15
<hr/>	
(1) 設立の登記	15
(2) 役員を選任と代表者の登記	15
(3) 寄附財産の移転	16
(4) 定款変更申請	16
6 参考資料	17
<hr/>	
(1) 社会福祉事業について	17
(2) 定款例について	19
7 川崎市の窓口について	36
<hr/>	

一 はじめに

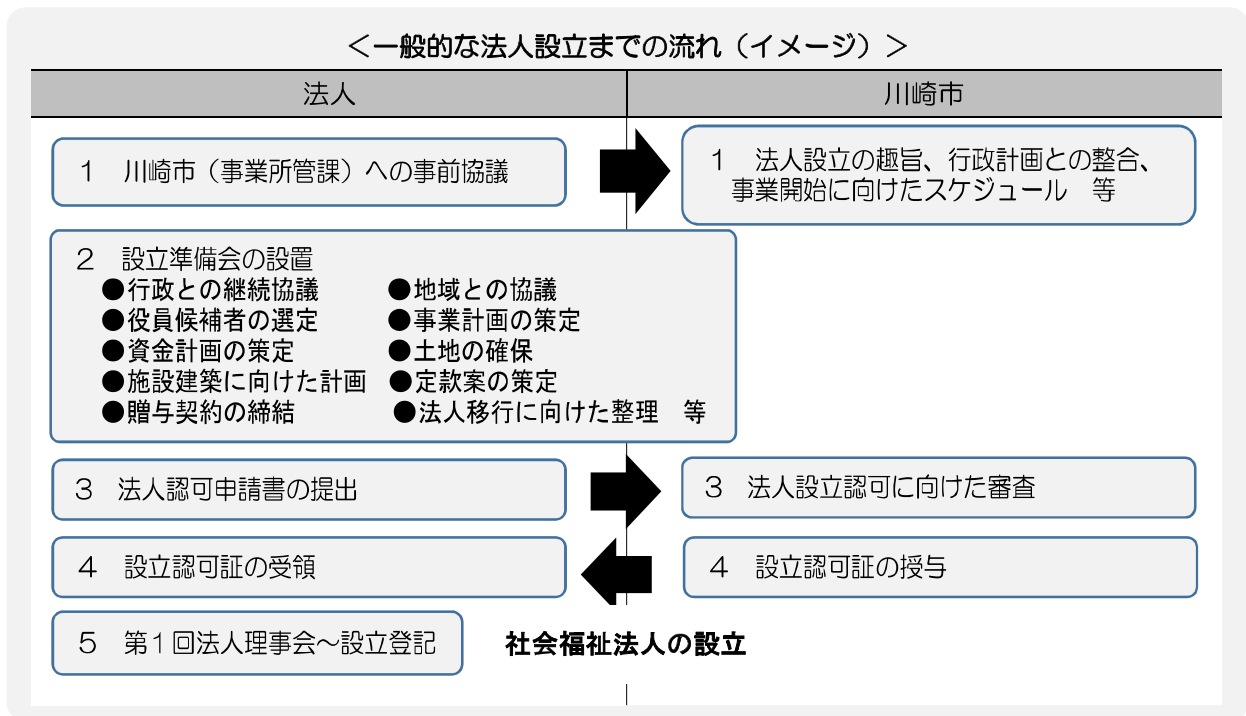
社会福祉法人は、社会福祉法（以下「法」という。）に基づく社会福祉事業（社会福祉法第2条）を行うことを目的として、法の定めるところにより設立された法人をいいます（同法第22条）。

※ただし、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業、及びその収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができるとされています（同法第26条）。

法人の所轄庁は、都道府県知事または市の長（行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、厚生労働省令で定めるものは厚生労働大臣）で、川崎市域内のみで事業を行う社会福祉法人（以下「法人」という。）は、川崎市長の認可を受けて、設立登記することによって成立します（同法第32条、34条）。

法人認可にあたっては、定款を定め（同法第31条）、社会福祉事業を行うに必要な資産を備える（同法第25条）とともに、評議員、評議員会、理事、理事会、及び監事を置く（同法第36条）必要があります。

法人の設立準備は、施設種別に応じた担当課（P36参照）との間で、施設の整備など社会福祉事業を行うことが決定した後、次の手順で進めます。



1 川崎市（事業所管課）への事前協議	（行政との協議） P 2～
2 設立準備会の設立	（設立準備） P 2～
3 法人認可申請書の提出、法人設立認可の審査	（設立の要件） P 4～
	（申請について） P 11～
4 設立認可証の授与、設立認可証の受領	（認可後の手続き） P 14～
5 第1回法人理事会～設立登記	（認可後の手続き） P 14～

1 行政との協議

社会福祉法人は、社会福祉事業を実施することを目的とする公益法人とされています。社会福祉法人として認可を受けるためには、社会福祉法に定める社会福祉事業を実施することが確実であることがその要件となります。

社会福祉事業を実施するには、事業実施地域の行政機関に事前協議を行い、事業実施の許可を事前に確認する必要があります。その際には事業にかかる定員や人員、予算等事業実施に関する計画をあらかじめ行政機関と調整をしていただきます。その上で、社会福祉事業を法人として運営していく必要性があるのであれば、法人設立に向けた協議を行っていくこととなります。

実際に協議を行う社会福祉事業の所管課についてはP36を御覧ください。

なお、法人の設立認可については、社会福祉事業を実際に運営する区域により、認可主体である行政庁が異なりますので予め御了承ください（川崎市が法人の設立認可を行う場合は、本市の行政区域のみにおいて社会福祉事業を運営する場合、及び都道府県の区域内で事業を行う法人であって、主たる事務所が川崎市に所在する場合となります）。

社会福祉法人の設立準備は、事業所管課との間で、施設の整備など社会福祉事業を行うことが決定した後、次のとおり進めます。（国や川崎市との協議・認証を経ない計画については、事業実施前の法人設立を認めていません。）

2 設立準備

法人の設立準備については、特段のルールはなく、設立を予定している方（以下、「設立予定者」という。）が試行錯誤しながら設立準備を行っているのが現状と考えられますが、**設立予定者同士が設立準備会（発起人会等名称は様々）を発足し、準備を進めていくのが一般的な対応となります。**

そこで、本項では、設立準備会（以下「準備会」という。）を設立する一般的な準備の進め方について記載します。

(1) 準備会の位置付け

準備会は、社会福祉法人を設立するまでの期間、法人設立や施設整備等に必要な事項全般を審議、議決する合議制機関で、構成員は法人設立時において役員就任予定者（理事・監事）等をもって組織することが通例です。準備会は法人格を有していない任意団体ではありますが、

- ①団体としての組織を備えていること
- ②代表者の選出方法を定め、それに基づく代表者を選出していること
- ③議決方法等運営に関する規程を定めている（多数決の原理による運営方法を確立している）こと
- ④財産について管理方法を定めていること

などの要件を満たすことが必要です。

(2) 準備会の構成員

準備会の構成員の人数に制限はありませんが、法人設立後の運営がより確実に行われるためには、事業の継続性の観点から、設立準備の段階から関与している者が引き続き運営を継続することが求

められています。

そのため、法人設立後、理事長に就任する予定の者を含め、法人設立時における役員就任予定者全員が準備会の段階から参画することが望ましいと言えます。

(法人役員については、法人設立後の評議員会での選任、法人代表者(理事長)については、評議員会で選任された理事による選定が必要となるため、準備会においては、役員就任予定者となります。)

また、準備会には事業を実施する地域の住民が構成員またはオブザーバーとして参画することが望ましいと言えます。設立後の役員構成も見据えて、準備段階から地域との協力関係を築いていくことは不可欠だと考えられるからです。

(3) 準備会の組織等

ア 総会

準備会を運営するにあたっては、意思決定を行うための総会を設ける必要があります。総会は準備会の構成員全員からなり、その決定は多数決により行います。また、総会で審議した内容は議事録として書面に残すことが必要です。

<必要な議事の例>

- 設立準備会の発足について
- 設立代表者及び設立代表者代理人の選出、委任に関する事
- 役員予定者の選出に関する事
- 事業趣旨、事業計画等の内容に関する事
- 定款の策定について
- 財産、資金計画等に関する事
- 社会福祉事業を実施するにあたって施設建設を伴う場合のその内容に関する事
- その他

イ 代表者

準備会を対外的に代表する者として、構成員の中から1名の代表者を選任する必要があります。関係機関との手続きをスムーズに行うためにも、初めて開催される総会で代表者の選任を行ってください。

ウ 監査機関

設立準備には各種経費が発生します。準備会における資金や財産は、すべて構成員による総有財産であり、各構成員はその状況を把握し、適正に執行することを求める権利があります。そこで、代表者とは別に監査人を定め、少なくとも準備会解散時には監査を行い、その結果を総会で報告する必要があります。

エ 規程(会則)

設立目的について合意を図るとともに、基本的な事項についてルール化するため、準備会の立ち上げに際しては、準備会規程や準備会会則(以下「規程等」といいます。)を定めることが望ましいと考えられます。規程等に定める事項としては、次のような項目が考えられます。

<規程等に定める内容の例>

- ①目的 ②準備会の組織、構成 ③代表者の選任及び解任方法 ④議決方法等運営に関する事項
- ⑤監査 ⑥資産及び会計 ⑦解散及び残余財産の処分

(4) 準備会における会計管理

準備会運営費には公的な助成制度等がないため、設立代表者または準備会の委員等が拠出することにより確保することが必要となります。これは先ほども記載したように、構成員全員の総有財産であるため、資金管理の透明性の確保が必要になります。

ア 会計担当者の選任

適正な会計事務の遂行と会計管理の責任体制を明確化するため、会計担当者を選任することが望ましいと考えられます。選任は総会の場での選任や代表者による選任が考えられますが、会計におけるルールと併せ、規程等で定めておくのが望ましいでしょう。

イ 予算・決算について

準備会の事業年度単位については、法人設立後のことも考え、4月（または準備会設立時）に始まり、翌年の3月末までを1期とする扱いが一般的だと思われます。各事業年度においては、会計事務の適正な遂行のほかに、準備会運営の進捗管理も踏まえ、予算を作成し、年度末には決算行為を行うことが望ましいと考えられます。

予算は各会計年度前に総会に諮り、議決を経る必要があります。また、決算についても年度終了後同様に取り扱うことが必要であり、監査人の監査報告とあわせて、準備会の1期の活動を各構成員が確認するためにも重要な行為であると言えるでしょう。

ウ 法人設立資産の取扱い

法人設立に必要な資産（基本財産、建設自己資金、運転資金、法人事務費等）は、あくまで法人設立後に、贈与契約書に基づき寄附を受けるもので、原則として、準備会段階の経費に充てることはできません。ただし、施設整備に関する支出について、建設自己資金のうち基本設計費等は、法人設立前に執行する契約を締結している場合、準備会段階での支出は可能です。

エ 資産と負債の取扱い

法人認可を受け、準備会を解散するにあたっては、その残余資産について、規程等の定めに基づき、設立法人に移管することが望ましいとされています。なお、資産に該当する前払費用等の前払金についても設立法人が受入れすることができることは言うまでもありません。ただし、未払費用や借入金等一切の負債を法人に引き継ぐことはできないので、準備会の段階で清算することが求められます。

例えば既設事業所について法人に運営を引き継がせる場合の家賃などが前払費用に該当し、準備会で前払費用を計上し、法人に寄附・移管することになります。

3 設立の要件

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことが目的であることは先に示したとおりですが、そのほかにも設立するために必要な条件が多数あります。ここでは設立に不可欠な役員及び評議員のこと、資産要件その他について記載します。

(1) 法人の役員等に関する共通事項

法人を運営していくためには、評議員、及び役員（理事・監事を）を必ず置かなくてはなりません。評議員については、法第39条により、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」から

定款の定めに基づいて選任することとなっており、評議員により組織する評議員会は、法人運営に係る重要事項に関する議決機関として位置付けられております。

役員（理事・監事）については、法第 43 条により、評議員会の決議に基づき選任することとなっており、理事により組織する理事会は、全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督等を行います。また、監事は、理事の職務の執行を監査するために、監査報告の作成、理事の行為の差止め請求（法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき）、計算書類等の監査、理事、職員に対する事業の報告要求、業務・財産の状況調査、理事会の招集請求等の各種権限が付与されております。

ア 関係行政庁の職員が法人の評議員または役員となることは法第 61 条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えてください。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員または役員の総数の 5 分の 1

の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員または役員となっても差し支えありません。

イ 実際に法人運営に参画できない者を、評議員または役員として名目的に選任することは適当ではありません。

ウ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員または役員として参加したりすることは適当ではありません。

エ 次に掲げる者は、評議員または役員となることはできない（法第 40 条第 1 項及び第 44 条第 1 項）。

(ア) 法人（同項第 1 号）

(イ) 成年被後見人又は被保佐人（同項第 2 号）

(ウ) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第 3 号）

(エ) (ウ)に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第 4 号）

(オ) 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第 5 号）

オ 暴力団等の反社会勢力の者は、評議員または役員となることはできません。

(2) 評議員

平成 29 年 4 月の改正社会福祉法の施行に伴い、これまで任意設置の諮問機関であった評議員会が、すべての法人の議決機関として必ず評議員会を設置することとなりました。

ここでは評議員の選任数や選任要件等についてまとめましたので参考にしてください。

<選任の要件等>

① 評議員の数は、理事の員数を超える数としてください。定数は確定数とすることも「〇名以上〇名以内」などとすることも可能です。（ただし、一定の事業規模を超えない法人については、平成 29 年 4 月 1 日から 3 年間、4 人以上とすることも可能です（法付則第 10 条））

② 評議員は、役員または当該法人の職員を兼ねることはできません。

③ 評議員には「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款に定めるところにより、選任する（法第 39 条）ことと規定されており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続きにより選任されている限り、制限を受けるものではないこととされております。

④ 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者または 3 親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊な関係にある者（※¹ 評議員のうち各役員と特殊な関係があるもの）が含まれることがあってはなりません。なお、租税特別措置法第 40 条を適用される場合は、親族等特殊関係者の範囲が 6 親等以内の親族等となりますので御留意ください。

⑤ 評議員の選任及び解任は、法人が定款で定めることとしています。（法第 31 条第 1 項第 5 項）定款で定める方法としては、法人に「評議員選任・解任委員会」を置き、評議員の選任及び解任は同委員会において行うといった方法等が考えられます。

※1 <評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者>

【抜粋】社会福祉法施行規則

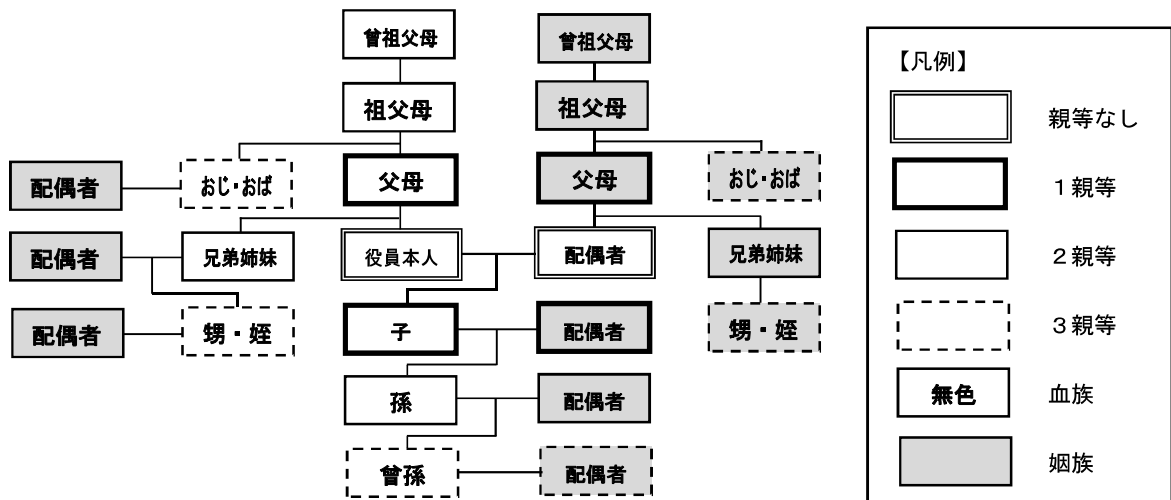
(評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者)

第2条の8 法第40条第5項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該役員の使用人
- 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- 六 当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分之一を超える場合に限る。）
- 七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

【参考】

3親等内の親族図



(3) 理事

理事の役割としては、法律上「社会福祉法人の業務を執行する」とされています（法第45条の16条）。その他にも法人の経営や事業・財務及び人事管理など、様々な分野でその適切な役割が期待されます。ここでは理事の選任数や選任要件等についてまとめましたので参考にしてください。

<選任の要件等>

- ①理事は、評議員会の決議により選任します。
- ②理事は定数6人以上としてください。定数は確定数とすることも「6名以上8名以内」などとすることも可能です。(法第44条3項)
- ③理事のうち1名を理事長としてください。また、理事長以外の理事のうち理事長を除く定数の範囲内で「〇名(人数は任意)を業務執行理事とする。」として選任することができます。
- ④理事には「*²社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」、「*³当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「当該法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」を加えることとされています。(法第44条第4項)
- ⑤理事同士が、親族等特殊関係人に該当する場合は、人数の制限があります(*⁴特殊な関係にある者の制限)。特に他の法人の理事に就任している人同士が、そのまま今回設立する法人の理事に就任する場合は、特殊関係に当たるので、人数制限に注意してください。(法第44条第6項)

※2 <社会福祉事業の経営に関する識見を有する者>

- 社会福祉に関する教育を行う者
- 社会福祉に関する研究を行う者
- 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

※3 <当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者>

- 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- 民生委員・児童委員
- 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体等の代表者等
- 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

※4 特殊な関係にある者の制限

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事との特殊な関係にある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。また、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。なお、租税特別措置法第40条を適用される場合は、親族等特殊関係者の範囲が6親等以内の親族等となりますので御留意ください。

【抜粋】社会福祉法施行規則

(理事のうちの各理事と特殊の関係がある者)

第2条の10 法第44条第6項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該理事の使用人
- 三 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号に掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- 六 当該理事が役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人。以下この号において同じ。)若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が三分の一を超える場合に限り。)
- 七 第2条7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者、当該団体の職員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。)である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が三分の一を超える場合に限り。

(4) 監 事

監事の権限は法人の内部にあつて理事の業務執行及び法人の財産の状況を監査するものであり、社会福祉法第 45 条の 18 に定める職務を行うにあつてその独立性を確保することが必要です。

ここでは監事の選任数や選任要件等についてまとめましたので参考にしてください。なお、監事には理事会における議決権については認められていません。

<選任の要件等>

- ①監事は、理事と同様、評議会の決議により選任します。
- ②監事は定数 2 人以上としてください。定数は確定数とすることも「〇名以上〇名以内」などとするこ
とも可能です。
- ③監事には「※²社会福祉事業について識見を有する者」、「※⁶財務管理について識見を有する者」を加え
ることとされています。
- ④監事は他の役員と親族等の※⁶特殊な関係にあつてはなりません。
- ⑤監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者であつてはなりま
せん。(例えば、監事の所属する事務所が法人の会計処理等を受託することはできません。)
- ⑥当該法人の理事、評議員、職員(非常勤職員等雇用形態問わず)との兼務は禁止です。

※² <社会福祉事業について識見を有する者>

- 社会福祉に関する教育を行う者
- 社会福祉に関する研究を行う者
- 社会福祉事業または社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

※⁵ <財務管理について識見を有する者>

- 弁護士
- 公認会計士
- 税理士
- 会社等の監査役及び経営責任者等

※6 < 監事のうちの各役員と特殊の関係がある者 >

【抜粋】社会福祉法施行規則

(監事のうちの各役員と特殊の関係がある者)

第2条の11 法第44条第7項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊な関係にある者は、次に掲げる者とする。

なお、租税特別措置法第40条を適用される場合は、親族等特殊関係者の範囲が6親等以内の親族等となりますので御留意ください。

- 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該役員の使用人、
- 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者配偶者
- 五 第1号から第3号までに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- 六 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
- 七 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
- 八 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）
- 九 第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

(5) 会計監査人

改正社会福祉法においては、一定の事業規模を超える法人に対し、会計監査人による監査を義務付けることとしました。会計監査人の導入は、しっかりとした監査体制を構築し、法人への信頼を確立すると共に、法人の経営力・効率的な経営の観点からも、一定規模を超える法人に会計監査人による監査を義務付け、ガバナンスの強化、財務規律の強化を図ることが重要です。

なお、一定の規模については、収益（事業活動計算書におけるサービス活動収益）が10億円以上の法人または負債（貸借対照表における負債）が20億円以上の法人とされています。（※7一部経過措置あり。）

< 選任の要件等 >

- ①会計監査人は、評議会の決議により選任します。
- ②会計監査人は、公認会計士または監査法人でなければなりません。

※7 < 一部経過措置 >

会計監査人制度を円滑に導入し、より多くの法人に安定的に根付かせていくためには、段階的に制度を導入することが適当

- 平成29年度、平成30年度は、収益30億円を超える法人または負債60億円を超える法人。
- 平成31年度、平成32年度は、収益20億円を超える法人または負債40億円を超える法人。
- 平成33年度以降は、収益10億円を超える法人または負債20億円を超える法人。

(6) 資産要件

法人は社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければならず、資産の種類、規模については運営する施設、事業に応じた各々の関係法令、通知に基づく施設の基準その他の要件を満たすものでなければなりません。

次のとおり、原則と特例を簡単に記載しますので参考にしてください。

<資産の所有について>

【原則】

社会福祉事業を行うために直接必要なすべての土地・建物について所有権を有していること、又は、国もしくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を運営する法人の場合は、土地）に限り、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、その事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権（含定期借地権）を設定し、かつ、これを登記しなければならない。

また、賃料は極力低額であることが望ましく、法人が当該賃借料を長期間にわたり安定的に支払う能力があると認められる必要がある。

【各種国通知に基づく特例】

①特別養護老人ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成 12 年 8 月 22 日社援第 1896 号・老発第 599 号厚生省社会・援護局長通知）を参照

②地域活動支援センターを設置する場合

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成 24 年 3 月 30 日社援発 0330 第 5 号厚生労働省社会・援護局長通知）を参照

③既設法人が福祉ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成 12 年 9 月 8 日第 669 号・社援第 2028 号厚生労働大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長連名通知）を参照

④既設法人が通所施設を設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成 12 年 9 月 8 日障第 670 号・社援発 2029 号・老発第 628 号・児発 732 号厚生労働大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）を参照

⑤既存法人以外の法人が保育所を設置する場合

「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号、社援発第 0524008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長連名通知）を参照

⑥地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型居住施設」を設置する場合

「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」（平成 16 年 12 月 13 日社援発第 1213003 号・老発 1213001 号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）を参照

⑦幼保型連携認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が 10 人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合

社会福祉法人が設置する幼保型連携認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号、社援発第 0524008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知第 1 の 1 及び 2）を参照

⑧国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既存法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既存法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成 28 年 7 月 27 日社援第 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）を参照

※上記通知に基づき、必ずしも不動産を所有していなくても、法人設立が可能となります。

<設立時の資産の区分について>

法人の資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）の4つに分類できます。

ア 基本財産

このうち、法人存立の基礎となるものを基本財産といいます。基本財産については、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明示することになります。

では、どのようなものが基本財産になるかという点、<資産の所有について>で示した「社会福祉事業を行うために直接必要なすべての土地・建物」が基本財産となります。

なお、施設を経営しない法人にあっては、原則1億円以上の現金預金又は事業の用に供する不動産が要件となります。

一方で、土地・建物を所有しない法人の運営形態も容認しており、特定の小規模事業を行う法人には、国通知に基づき、資産要件の緩和が認められており、土地建物の代わりに1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る）を基本財産として有していればよいとされています。

【特定の小規模事業（資産要件の緩和が適用になる事業）】

●共同生活援助事業の経営を目的として法人を設立する場合

「共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」の一部改正について（平成26年3月28日社援発0328第22号、老発0328第1号厚生労働省社会・援護局、老健局連名通知）を参照

●居宅介護等事業の経営を目的として法人を設立する場合

「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生労働大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）を参照

※上記以外にも基本財産の所有区分については国の通知等により例外があります。

また、保育所運営事業（新設法人が保育所を整備する場合）には、次の要件を満たす場合には、施設用地の賃貸借が認められています。

- ・地上権又は賃借権の設定・登記。
- ・安定的な事業の継続性の確保が可能な貸主である場合。
- ・賃借料が適正額以下で安定的な財源が確保されている場合。

「不動産の貸与を受けて保育所を整備する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発0524002号、社援発0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会援護局長連名通知）を参照

イ 施設建設・設備整備等自己資金

その名のとおりに、施設整備を行う際に必要な自己資金になります。一般的には国や市の補助金の他に福祉医療機構や市中銀行からの借入金を除く額になります。

ウ 運転資金

施設が開設してから介護報酬等の収入があるまでの間に必要な運転資金です。原則として施設運営費年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等が必要です。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者総合支援法上の障害者福祉サービス、又は児童福祉法上の障害児時通所支援、若しくは障害児入所支援を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を用意する必要があります。

なお、年間事業費については提出をいただく収支予算書所定の額に一致する等、その算出根拠を明確に示してください。

エ 法人事務費

100万円以上必要な額を、運転資金等とは別に用意する必要があります。その他施設長候補や事務長など、施設及び法人運営の核になる人材を事前雇用する際の経費等十分な額を用意する必要があります。

基本財産については法人設立の要件（原則、川崎市長の承認がなければ処分や担保提供不可）となること、また、施設建設・設備整備等自己資金、運転資金、法人事務費は事業の円滑な実施に不可欠なものですので、計画的かつ確実に準備してください。

(7) その他の要件

ア 法人の名称について

法人は、社会福祉事業を行う公共性の高い組織ですから、名称は次による必要があります。

- 法人・施設の名称は、宗教色の濃い名称や個人名、会社名等から引用したものではないこと。
- 神奈川県内において、同一名称の法人・施設がないこと。
- 事業内容とかけ離れた名称や長すぎる名称、誇大な名称でないこと。
- 長すぎたり、難解な漢字等を使用した名称は好ましくないこと。

4 申請について

社会福祉事業の運営開始につき、所管課との協議も整い、社会福祉法人の設立に向けての準備が整理された段階ではじめて申請に関する書類一式を川崎市に提出することとなります。ここではどのような書式があるかを記しますので参考にしてください。また、様式類については市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

<申請に必要な書類一覧表>

次の一覧表のうち、必要なものを2部ずつ（正本及び副本）御提出してください。正本は川崎市で保存します。副本は認可通知書として法人あてにお返しするものになります。

		名称		備考
①	社会福祉法人設立認可申請書（様式1）			実印を押印すること
②	社会福祉法人設立等計画概要（様式2）			
③	定款			定款例を参照して作成すること
④	添付書類目録（様式3）			
⑤	財産目録（様式4）			予算書等との整合性に注意すること
⑥ 土地・建物関係書類	贈与の場合	あ	土地・建物等の贈与契約書（写）（様式5）	什器・備品類が多数ある等別記目録を添付する場合は契約書と割印（申請者実印）をすること。
		い	個人からの贈与 ・贈与者の身分証明書 ・印鑑登録証明書 ・成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書	申請日から遡って3か月以内の証明書を添付すること 副本は写し可（要原本証明）
		う	法人等からの贈与 ・法人代表者の身分証明書 ・印鑑登録証明書 ・成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書	申請日から遡って3か月以内の証明書を添付すること 副本は写し可（要原本証明）
		え	法人等からの贈与 ・法人等の定款、規則等 ・法人等の履歴事項全部証明書 ・法人等からの贈与を議決した議事録（写） ・法人等の決算書	

		<ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物の不動産登記事項証明書 ・建物の図面（周辺図、配置図、平面図） 	<p>個人・法人共通で提出</p> <p>(※)財産目録上の資産額を明示するため その他福祉医療機構からの借入等に必要 なため、不動産鑑定評価又は川崎市の固定 資産評価証明書の取得により額を確定さ せてください。</p> <p>申請日から遡って3か月以内の 公図を添付すること 移転登記確約書には登記簿のと おり、一棟、一筆ずつ記載する こと 副本は写し可（要原本証明）</p>
	お	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の公図 ・土地・建物の所有権移転登記確約書（様式6） ・土地・建物の不動産価格評価書等(※) 	

⑥ 土地・建物関係書類	購入の場合	あ	土地・建物等の売買確約書(写)又は見積書(写)		
		い	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書 ・印鑑登録証明書 ・成年被後見人又は被保佐人として登記 されていないことの証明書 	申請日から遡って3か月以内 の証明書を添付すること 副本は写し可（要原本証明）
		う	売主・購入資金贈与者が 法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・法人代表者の身分証明書 ・印鑑登録証明書 ・成年被後見人又は被保佐人として登記 されていないことの証明書 	申請日から遡って3か月以内 の証明書を添付すること 副本は写し可（要原本証明）
		え		<ul style="list-style-type: none"> ・法人の定款、規則等 ・法人の履歴事項全部証明書 ・法人の売却、購入資金の贈与を議決し た議事録(写) ・法人等の決算書 	
		お	<ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物購入資金の贈与契約書(写)（様式5） ・購入資金贈与者の預金残高証明書 ・通帳の写し（表紙及び残高のページ） ・土地・建物の登記事項証明書 ・建物の図面（周辺図・配置図・平面図） ・土地の公図 ・土地・建物の所有権移転登記確約書（様式6） ・土地・建物の不動産価格評価書等(※) 		個人・法人共通で提出 (※)財産目録上の資産額を明示するため その他福祉医療機構からの借入等に必要 なため、不動産鑑定評価又は川崎市の固定 資産評価証明書の取得により額を確定 させてください。 申請日から遡って3か月以内 の公図を添付すること 移転登記確約書には登記簿のと おり、一棟、一筆ずつ記載す ること 副本は写し可（要原本証明）
	借用の場合	あ	<ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物の賃貸借契約書(写)または確約書 (写・様式7) ・権利(地上権、賃借権)設定契約書 		事業の継続性を鑑み、長期の 契約期間となっているか。
		い	地代が贈与さ れる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・地代贈与契約書 ・贈与者の身分証明書 ・印鑑登録証明書 ・成年被後見人又は被保佐人として登記 されていないことの証明書 ・贈与者の住民税課税証明書 	申請日から遡って3か月以内 の証明書を添付すること 副本は写し可（要原本証明） 各年の贈与額が贈与者の課税 所得額の4分の1以下になって いるか確認のこと

	う	<ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物の所有者の身分証明書 ・印鑑登録証明書 ・成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書 ・土地・建物の登記事項証明書 ・建物の図面（周辺図・配置図・平面図） ・土地の公図 	申請日から遡って3か月以内の証明書を添付すること 副本は写し可（要原本証明） 申請日から遡って3か月以内の公図を添付すること
⑦ 関係書類 その他の贈与		法人事務費、建設自己資金等資金贈与者の <ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書 ・印鑑登録証明書 ・成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書 ・預金残高証明書 ・通帳の写し（表紙及び残高のページの写し） 	申請日から遡って3か月以内の証明書を添付すること 副本は写し可（要原本証明）
⑧ 事業・予算 関係書類		<ul style="list-style-type: none"> ・施設開所初年度の事業計画書 ・施設開所次年度の事業計画書 ・建設年度（設立年度）の資金収支予算書 ・施設開所初年度の資金収支予算書 ・施設開所次年度の資金収支予算書 	作成にあたっては市の事業担当部署に内容の確認をとること 予算書の数字が申請書等に転記されるので整合を図ること
⑨ 役員 関係書類		<ul style="list-style-type: none"> ・設立者・役員一覧表（様式8・9） ・設立者・役員の履歴書（様式10） ・設立者・役員の身分証明書 ・設立者・役員の印鑑登録証明書 ・成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書 ・設立代表者への委任状（様式11） ・役員就任承諾書（様式12） ・評議員一覧表（様式13） 	履歴書の押印には実印を使用すること 履歴書の様式については市の指定様式を使うこと 申請日から遡って3か月以内証明書を添付すること 副本は写し可（要原本証明）
⑩ 施設 整備 関係書類		<ul style="list-style-type: none"> ・施設建設計画書（様式15） ・建物図面（周辺図・配置図・平面図） ・施設建設見積書（写）・設計監理見積書（写） ・建築確認書（写） ・設備整備（初度調弁）計画書（様式16） ・設備整備見積書 ・補助金交付決定通知書又は内示書（写） ・償還計画表 ・地元説明会記録 ・基本財産編入誓約書（様式17） 	資金計画が見積書等の金額と一致しているか確認すること 収支計画を十分に見積った上で償還計画を作成しているか
⑪ 施設長 関係書類		<ul style="list-style-type: none"> ・施設長就任承諾書（様式14） ・履歴書（様式10） ・印鑑登録証明書 ・身分証明書 ・施設長の資格を証する書類（写） 	8の役員関係書類で原本を定出している場合は写しで可（要原本証明）
⑫ 諸 規定		定款施行細則（事務決裁規程）（案） 経理規程（案） 就業規則（案） 給与規程（案） 休業規程（案） 旅費規程（案）	定款施行細則及び経理規程についてはそれぞれ国や全社協のモデルを参照して作成すること
⑬ その他		各法人の設立状況に応じて、別途参考資料の提出をお願いする場合があります。	

<書類作成上の注意点>

①提出資料の用紙の大きさは原則A4に統一してください。やむを得ずA4より大きなサイズで書類